

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|----------|---|------------|
| No | 5 | 府省庁名 経済産業省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置 | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>企業が自社株式等を対価とした株式取得により、他社事業の支配を獲得（買収）しようとする場合及び既存子会社株式の買い増しを行う際における、株式譲渡損益に対する課税の繰延べ。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①買収に応じた被買収法人の法人株式の株式譲渡益に対する課税の繰延べ ②買収に応じた被買収法人の個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ</p> | |
| 関係条文 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号 </div> | |
| 減収見込額 | [初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円) | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>我が国企業の「稼ぐ力」は改善傾向にあるものの、欧米企業と比べると未だ劣後してしまっている状況。そのような中、日本企業の収益力を向上させていくためには、①多角化・大企業のポートフォリオ経営とグループガバナンスの強化、②産業の新陳代謝の促進によるベンチャー企業の台頭、③大規模な M&A 等を通じたオープン・イノベーションを促進することが求められる。</p> <p>また、第4次産業革命が進展し、産業構造が変革する中において、上記の取組を通じ、成長を実現するためには、自社既存事業において人材や技術に投資するだけでは、対応しきれない。企業が変化に対応し、持続的に成長をするためには、M&A により外部の資源を機動的に取り込むことで、成長の加速、時間の短縮を図ることが重要である。</p> <p>このための取組の一つとして、自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模な M&A や成長性の高い企業による M&A など、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日） 4. オープン・イノベーションの推進 (2) 新たに講ずべき具体的施策 iii) スピンオフを含む事業再編の促進</p> <p>・ 既存企業がイノベーションを成功させるためには、①新規事業の実験と行動（知の探索）と、②既存事業の効率化と漸進型改善（知の深化）の両者を同時に行う「両利き経営」（オライリー&タッシュマン（2016））が必要との指摘がある。</p> <p>・ 大企業をはじめとする既存企業が「両利き経営」をしやすいとするため、①スタートアップ企業の M&A などによる連携促進や、②スピンオフを含む事業再編の環境整備を図る必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>・ 自社株対価 M&A について、グローバルなイコールフットィング確保の観点から、2019年に創設された「株式交付制度」の活用を促進するための制度的対応を検討し2021年度の実施を目指す。</p> | |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>(2) 施策の必要性</p> <p>令和元年12月に成立した改正会社法において、自社株式等を対価とするM&Aについて、新たに「株式交付制度」が創設され、この新たな制度が実務において活用されるためには、これに対応した税制改正が併せて行われる必要がある。</p> <p>我が国企業の収益性向上のため、持続的な成長に向けて自社株式等を対価に用いた他社の支配権獲得や子会社株式の買い増しを行う際の課税繰延べを認めることで、グローバル競争が厳しさを増す中、競争環境を整備する必要がある。</p> |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | <p>—</p> |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 経済成長 経済基盤 |
| | 政策の達成目標 | 自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模な M&A や成長性の高い企業による M&A など、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 期限を定めない措置 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、我が国企業・経済の更なる成長を図る。 |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | これまで対象会社の株主に課税が生じることなどが制約要因となってほとんど行われてこなかった自社株式等を対価とした株式取得による M&A について、本措置により制約要因が解消されれば、株式を対価とした大胆な事業再編が促進される。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 株式対価 M&A を行う際に株主課税が生じると、M&A 自体が不成立になるリスクが高まることから、事実上選択肢とならない。株式交付が活用されるために、事業再編の円滑化を後押しする政策的な税制措置として、株式交付を用いた株式対価 M&A における株主課税を繰り延べる税制上の支援措置を講じることは、その手法として妥当である。 |
| | ページ | 5—3 |

| | |
|--|--|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | <p>平成 24 年度及び平成 25 年度において、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」の認定を受けて行う自社株対価 TOB に係る株式譲渡益に対する課税の繰延等について要望。平成 30 年度において、「産業競争力強化法」における認定を受けて行う自社株対価 M&A に係る株式譲渡益に対する課税繰延べ措置を創設。</p> <p>令和 2 年度において、会社法における株式交付制度の創設を念頭に、自社株対価 M&A に係る株式譲渡益に対する課税繰延べを要望。検討事項とされた。</p> |
| ページ | 5—4 |